

総務 常任委員会

委員長 梅村勝久

可決
すべき

●第2次高島市総合計画を定めることにつき議決を求めることについて

総合計画は市政推進の最上位の計画であり、今回、平成29年度から10年間を計画期間として策定するもの。

質疑の中で、委員からの「策定後も意見交換の場が必要」との発言に対し、執行部からは、総合計画を市民の方に広く知っていただくことが何より重要で、広報や区

不採択と
すべき

長会等を通じて周知に努める旨の回答がありました。
採決の結果、付託を受けた5議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

●原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求めることに関する請願

国と福島県に対して、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書を提出すること。

採決の結果、賛成少数で「不採択とすべきもの」と決定しました。

本会議での討論

原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求めることに関する請願

反対

宮内英明

意見書を国と福島県へ提出するとされているが、福島県でも独自施策で継続した支援が図られると聞いている。本件は制度の運用においての実態を把握されていないものであると判断し、意見書提出の請願に反対する。

賛成

福井節子

住宅支援を来春3月で打ち切られる県内の7世帯は、「福島の家はなくなり帰れない」「高線量の放射能が心配」と言われている。議員立法の子ども・被災者支援法では「適切に支援」としているの、国はこれを順守すべき。

本会議での討論

第2次高島市総合計画を定めることにつき議決を求めることについて

賛成

森脇 徹

全職員と多くの市民参画の構想であり評価する。地方自治権と地方財政権が保障されてこそ計画実行できる。市と議会は役割を果たし、住民参加で高島市の発展を共有し合えるよう、市民協働を基本に位置づけよう。

賛成

大日 翼

第2次総合計画は、市民と一緒に作り上げてきた計画であり、それぞれの施策に成果指標を設け、今後高島市が持続可能な発展を遂げるために取り組むべきことが反映された計画と評価できる。

文教福祉 常任委員会

委員長 青谷 章

可決
すべき

●公の施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

健康福祉部の4施設、教育委員会の2施設について、それぞれ指定管理者として適否を判断するためのもの。

質疑では、指定管理料上限額と申請団体からの提案額の妥当性、現状の施設の課題と今後の取り組みについて等がありました。

●高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

朽木診療所を高島市民病院に経営統合して付属施設にすること、またセカンドオピニオン相談料を新たに定めること等について、所要の改正を行うもの。

質疑では、朽木診療所について、現行の医師確保と補助金が経営統合により、今後どのようなものか、といったものがあり、現行のまま、経営統合するとの回答がありました。

採決の結果、付託を受けた9議案は、いずれも全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。